

多摩川トンネル浮島ランプ構造勉強会 規約

（設 置）

第1条 多摩川トンネル浮島ランプ構造勉強会（以下、「勉強会」という。）は、国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所が設置する。

（目 的）

第2条 勉強会は、国道357号多摩川トンネル事業の整備において、浮島ランプ構造及び施工、交通に関する技術的な検討を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 勉強会は、以下について検討等を行う。

- （1）浮島ランプ構造および施工に関する事項
- （2）浮島ランプの交通に関する事項
- （3）その他必要な事項

（勉強会の運営）

第4条 勉強会には会長を置き、勉強会は、会長が招集する。

- 2 会長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
- 3 会長及び委員は、別紙ー1のとおりとする。
- 4 会長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行うことができる。
- 5 会長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求めることができる。
- 6 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する委員がその職務を代理する。

（中立性）

第5条 委員は、勉強会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

（守秘義務）

第6条 委員は、審議で知り得た内容について、勉強会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(勉強会の公開)

第8条 勉強会の設立趣意書、規約、委員名簿および議事概要についてはホームページにて公表とする。

2 会議及び配布資料については原則非公開とする。

3 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、会長が決定するものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、会長が決定するものとする。

附 則 この規約は、令和5年7月19日から施行する。